

広島県告示第六百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
	有限会社西条イン	広島県東広島市西条本町二番七号	デイサービスセンターライフ	広島県東広島市西条本町二番七号	通所介護	平成二五年七月三十一日
	医療法人有善会前田医院	広島県東広島市黒瀬町国近三三五番地の一	あゆみ通所介護センター	広島県東広島市黒瀬町国近三三五番地の一	通所介護	平成二五年七月三十一日